

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施について

認知症の高齢者等及びその家族が地域で安心して生活できる環境を整備することを目的として、区を保険契約者とする認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施する。

1 事業概要

(1) 対象者（被保険者）

現に区内に居住する40歳以上の区民で、以下の全ての要件を満たすもの。

- ア 介護保険における要介護（要支援）認定を受けていること。
- イ 認知症による徘徊行動がある、またはその恐れがあること。
- ウ 在宅での生活をしていること。

(2) 保険内容

3億円を限度として次の費用を補償する。

- ア 法律上支払い責任を負った損害賠償
- イ 裁判になった場合の訴訟費用

(3) 保険料

区が全額負担

(4) 相談・受付

地域包括支援センター

(5) 受付開始日

令和2年2月1日

2 周知方法

区報（2月5日号）及び区ホームページに掲載